

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）

新	旧
（特定職員についての適用除外） 第二十一条の二の四（略） 2 第九条の三から第十一条まで 年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 の規定は、定 3（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 （中央区職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正） 2 中央区職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。 附則第十七条第八項中「及び第十一条の三」を削る。	（特定職員についての適用除外） 第二十一条の二の四（略） 2 第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、定 年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3（略）

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年十月中央区条例第二十六号）

新	旧
附 則 （中央区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 （略） 2 から7まで （略） 8 中央区職員の給与に関する条例第九条の三から第十一条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 （略）	附 則 （中央区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 （略） 2 から7まで （略） 8 中央区職員の給与に関する条例第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 （略）